

宮若市随意契約見積取扱要領

(趣旨)

第1条 宮若市が随意契約を行う場合における見積書の徴取その他の取扱いについて、宮若市契約規則(平成18年宮若市規則第35号)その他の法令等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(仕様書等の熟覧)

第2条 見積りをしようとする者(以下「見積者」という。)は、見積依頼書、仕様書、図面、現場等(以下「仕様書等」という。)を熟覧の上、見積りを行わなければならない。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(見積り等)

第3条 見積書は、見積依頼書又は見積依頼に示した提出期限までに提出しなければならない。

2 見積書は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)により提出することができる。この場合において、提出する見積書は、マイクロソフト社のワード又はエクセル若しくはアドビシステムズ社のアクロバット(PDF作成ツール)で開くことができる形式で提出しなければならない。

(見積りの辞退)

第4条 見積者は、見積書を提出するまでは、見積りを辞退することができる。

(無効の見積り)

第5条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 見積りが所定の日時まで所定の場所に到着しないもの
- (2) 金額の記載がない見積り
- (3) 法令又は見積りに関する条件に違反した見積り
- (4) 同一見積者が2以上の見積りをしたときの当該全ての見積り
- (5) 金額の重複記載、誤字又は脱字により、必要事項が確認できない見積り
- (6) 最低制限価格を設定したとき、最低制限価格に満たない見積り
- (7) 談合その他の不正行為によってされたと認められる見積り

(契約の相手方の決定)

第6条 見積者のうち、契約の目的に応じ、予定価格を定めた場合においては、その制限の範囲内で、最高又は最低の価格であるものを契約の相手方とする。

(再度の見積り)

第7条 予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、必要に応じ、再度見積りを行わせることができる。

(同価格の見積りを提出した者が2人以上ある場合の契約の相手方の決定)

第8条 契約の相手方となるべき同価格の見積りをした者が2人以上あるときは、くじ引で契約の相手方を決定することができる。

2 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって、当該見積りに関係ない職員にくじを引かせることができる。

(電子くじの準用)

第9条 前条第1項の場合において、くじ引は宮若市電子入札実施要綱(令和3年宮若市告示第43号)に規定する電子くじの方法によることができる。この場合において、同要綱中「電子入札システムによる入札」は、「電磁的方法により提出された見積書」と読み替えるものとする。

(契約書の提出)

第10条 契約書の作成を要する場合においては、契約の相手方は、契約の相手方と決定した通知の日から7日以内に当該契約を締結しなければならない。

2 契約の相手方が、前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、契約の相手方としての資格を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方は、契約の相手方と決定した通知を受けた後速やかに、請書その他これに準ずる書面を提出しなければならない。ただし、契約の内容により必要がないと認められるときは、この限りでない。

(異議の申立)

第11条 見積者は、見積書提出後、この要領、仕様書等についての疑義等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。